

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税庁は軽減税率を消費増税と同時(2019年10月1日)に導入すると公表しています。軽減税率は例外(経過措置)という位置づけですが、国税庁は「いつまで行うのか」「社会情勢がどのようになったら終了するのか」については言及していません。

対象品目は、酒類を除く食品表示法に規定されている飲食料品と週2回以上発行されている新聞です。一方で、酒類、外食、ケータリングの食事などについては軽減税率の対象とならず、消費税率10%が適用されます。そのため、普段から自宅でよくお酒を飲む人や外食の頻度が高い人は消費増税による影響を受けやすいといえます。



8% (軽減税率)		10% (標準税率)	
飲食料品	精米、野菜、精肉、鮮魚、乳製品、パン類、菓子類など	飲食料品に該当しない	家畜用動物、鑑賞用の魚
	食用の水		保冷用の氷、ドライアイス
	ミネラルウォーター		水道水
飲食料品の譲渡	ノンアルコールビール、甘酒、みりん風調味料(アルコール分1%未満)	飲食料品の譲渡に該当しない	酒類(ビール、ワイン、日本酒、みりん、調理酒など)
	テイクアウト、出前		レストラン、出張料理、屋台などでの食事
	学校給食、有料老人ホームなどで提供される食事		社員食堂、学生食堂での食事
	ホテルや旅館の客室冷蔵庫内の飲料		ホテルのルームサービス
新聞の譲渡	果物狩りで収穫した果物の購入	新聞の譲渡に該当しない	果物狩りで収穫した果物の果樹園内の飲食
	週2回以上発行される定期購読の新聞		電子版の新聞 コンビニなどで販売される新聞



暦de来福

太陰太陽暦にもとづく七夕を「**伝統的七夕**」と呼んでいます。

もともと七夕の行事は、7月7日といっても現在使われている暦ではなく、旧暦など太陰太陽暦の7月7日に行われていました。これは、月齢およそ6の月が南西の空に輝く夏の夜になります。現在の暦での7月7日は、たいてい梅雨で、なかなか星も見られません。そこで国立天文台では2001年から「**伝統的七夕**」の日を広く報じていくことにしました。太陰太陽暦は、明治6年に現在の暦が採用されるよりも前の暦で、現在は公には使われていません。このため、**伝統的七夕の日**は、太陰太陽暦による7月7日に近い日として、**2019年は8月7日**、2020年は8月25日と定義します。

伝統的七夕の日は梅雨明け後で晴天率は高く、月は夜半前には沈み、その後は天の川がくっきりと見える観察条件となります。

国立天文台は、**伝統的七夕の日**にちなんで、多くの人が暗い夜空に光る星と天の川を楽しめるよう、明かりを消して星空に目を向けよう、と呼びかけています。

出典:国立天文台HPより



マフティ
MAFTY

完成現場見学会開催決定

2019. 9. 13(金) , 14 (土) 10:00~16:00

浜松市中区高丘西1丁目14-47

閑静な住宅街に、ICカードキーを採用した2LDKが登場です。
《節税、相続対策》などの無料相談会も実施いたします。(要予約)
この機会をお見逃しなく、ご家族・ご友人とお誘いあわせの上、ぜひ皆様でご来場ください。お待ちしております！



しずおかFPサービス column

改正民法の施行の影響は？

2020年4月に120年ぶりに改正された民法が施行されます。

改正民法でアパート・マンション経営に関係するポイントは、「敷金」、「物件の修繕」「契約終了時の原状回復」に関するルールなどが新たに明記されることです。改正の方向性は基本的に賃借人の保護を強めるものです。

さらに、賃貸借契約に大きく関係する個人の連帯保証人に関するいくつかの改正がなされます。とりわけ影響が大きいものが「極度額設定の義務化」です。これまで連帯保証人が負担する債務は借主の支払うべき賃料、リフォーム工事代金など制限がありませんでした。しかし、今後はいくらまで負担するか「極度額」を決めて保証人と契約しなければなりません。「極度額」を書面で定めないと、連帯保証人になる契約が無効になります。

今後、保証会社による保証サービスや保険を上手に活用していく必要が出てきそうですね。

参考：3時間でわかる！図解民法改正（日本経済新聞出版社）

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

<input type="checkbox"/> 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
<input type="checkbox"/> 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
<input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
<input type="checkbox"/> 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
<input type="checkbox"/> リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>